

広島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年五月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
河津原教育集会所	廿日市市河津原 749 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日
大野福祉保健センター	廿日市市大野 4124 番地	令和 5 年 4 月 1 日
老人の家福寿荘	廿日市市吉和 1508 番地 2	令和 5 年 4 月 1 日